

子どもの交通事故・経過記録票

事故日： / 記録期間： / 記録者：

本人の言葉、保護者が見た事実、医師の説明を区別する。受診や登校の記録は補助資料であり、それだけで事故との因果関係・後遺障害・損害額が決まるものではない。診療録、学校との連絡、領収書の保存先と対応させる。

日付・記録者	診療・症状・生活	登校・付添い等	資料・金額・照会事項

記録例：症状の時刻・場所、受診先と説明、欠席・遅刻・体育等の制限、付添いの時間、交通費・領収書番号。不要な個人情報
は書かず、共有先を確認する。

経過記録の書き分け・架空例

記録する情報	架空の記入例
本人の言葉	10月1日朝「階段を上ると右足が痛い」と話した。
保護者の観察	朝、階段で手すりを使い、途中で一度止まった。
医師の説明	10月1日受診。運動制限の指示内容は診療記録と照合する。未確認の病名は記入しない。
学校との連絡	10月2日、担任に体育の見学について相談。連絡帳の該当頁を保存。
付添いと支出	母が受診に付添い。出発9時、帰宅11時。交通費は領収書を確認して記入。

続けて確認する事項

医師の指示・学校の対応・保護者が希望した対応はそれぞれ区別する。後日の追記には追記日を残す。症状の変化は医療機関に相談し、賠償のために治療や通院回数を増やす判断をしない。

本人の請求と保護者自身の支出等を混ぜず、被害者・支払者・付添者を記す。学校資料や医療資料の提出が必要かは、目的と範囲を相談してから決める。

本票はブログ独自の整理用資料である。裁判所・学校・医療機関の公式様式ではない。印刷して手書きするか、Excel版を使う。